

『R4年度税制改正大綱（8） 少額資産等や交際費の措置延長』

株主等である内国法人が資本の払戻し等により金銭等の交付を受けた場合、みなし配当の額の計算の基礎となる払戻し等対応資本金額等、及び資本金等の計算の基礎となる減資資本金額は、その資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額が限度とされた。付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により法人事業税を課される法人に係る法人事業税の所得割については、所得区分に応じた軽減税率（年400万円以下：0.4%、年400～800万円：0.7%）が廃止され、一律で1%となる。

少額の減価償却資産及び一括償却資産の損金算入制度は、対象資産から貸付け（主要な事業として行うものを除く）の用に供した資産が除外され、2年延長される。

交際費等の損金不算入制度及び中小法人に係る損金算入の特例は、2年延長される。

以下の制度で、固定資産の取得等の後に国庫補助金の交付を受けた場合の取扱いが法令上明確化される。○国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度 ○工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度 ○非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度 ○保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度 ○収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例



『雇用保険料率2段階で引上げ 4月から企業側の負担増へ』

休業手当の一部が支給される雇用調整助成金の支給額は、新型コロナウイルス感染症拡大がおさまらないこともあり、想定を遥かに超える額となっている。累計で5兆円を超える助成金を支給しており、財源の確保が問題となっていた。そのため、雇用保険料率の大幅な引上げが予想されたが、低迷する経済状況への配慮などもあり、激変措置は見送られた格好だ。

政府は財源不足に対応するため、労使で賃金の0.9%を負担する雇用保険料率を一部変更する閣議決定を行った。これにより、4～9月は0.95%（労働者側の負担増なし）、10～3月は1.35%となる。具体的には4月から雇用保険2事業分（企業側のみ負担）の料率を従来の0.3%から0.35%に引き上げ、10月からはそれに加えて、労使折半負担の失業等給付分の料率を0.2%から0.6%に引き上げる。育児休業給付分の料率（0.4%）をあわせると1.35%となる。

労働者の負担は、従来の0.3%から0.5%になるわけだ。これにより、10月からは賃金月額が20万円であれば月額400円、30万円であれば同600円の負担増となる。賃金月額が30万円の社員を100人雇用する企業では月額75,000円の負担増となる計算だ。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com